

(別紙) 重点医師偏在対策支援区域における想定補助事業

予算の範囲内で実施するため、補助対象者、対象となる経費や補助率については変更となる場合があります。

1 重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業（施設整備、設備整備、運営費）

対象地域：県内全域（ただし、福島市と郡山市は補助率が異なる。）

(1) 施設整備

対象事業：令和7年11月11日以降に承継・開業をした（する予定の）診療所が、厚生労働省から都道府県に内示した後に着手した事業

対象経費：診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）や診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費

基準額：次に掲げる基準面積と単価を乗じた額の合計額。

○基準面積

診療部門 ア 無床の場合 160 m²

イ 有床の場合

(ア) 5床以下 240 m²

(イ) 6床以上 760 m²

医師住宅 80 m²

看護師住宅 80 m²

○基準単価

鉄筋コンクリート 558,000 円

ブロック 440,000 円

木造 362,000 円

補助率：1/2（福島市と郡山市は、1/4）

(2) 設備整備

対象事業：令和7年11月11日以降に承継・開業をした（する予定の）診療所が、厚生労働省から都道府県に内示した後に着手した事業

対象経費：診療所の運営に必要な医療機器等の購入費

基準額：16,500,000 円

補助率：1/2（福島市と郡山市は、1/4）

(3) 運営費

対象事業：令和6年12月17日（令和6年度国補正予算成立日）以降に承継・開業した診療所の令和8年4月1日又は診療開始日のどちらか遅い日以降に発生した運営費

対象経費：診療所の運営に必要な経費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、旅費、備品費（単価50万円未満に限る。）、消耗品費、材料費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費、委託費）

基準額：次により算出された額

○診療日数に応じた基準額

ア 診療日数1～129日

6,200,000円 + (71,000円 × 実診療日数)

イ 診療日数 130～259日

6,200,000円 + (77,000円 × 実診療日数)

ウ 診療日数 260日以上

6,200,000円 + (87,000円 × 実診療日数)

○訪問看護による加算額

25,000円 × 訪問看護日数

補助率：2/3 (福島市と郡山市は、1/3)

2 重点医師偏在対策支援区域勤務環境改善整備事業

対象地域：(今後、地域医療対策協議会で決定)

対象事業：厚生労働省から都道府県に内示した後に着手した事業

対象経費：医師の勤務・生活環境改善に資する、病院の宿直室、医局、更衣室、浴室等の整備費

基準額：次に掲げる基準面積と単価を乗じた額の合計額。

○基準面積 80㎡

○基準単価

鉄筋コンクリート 558,000円

ブロック 440,000円

木造 362,000円

補助率：1/2

3 重点医師偏在対策支援区域医師派遣元支援事業

対象地域：(今後、地域医療対策協議会で決定)

対象事業：令和8年4月1日以降に、特定機能病院以外の病院から対象地域の医療機関へ行った医師派遣事業 (令和7年度比の増加分が対象)

対象経費：対象地域の医療機関への常勤医や代診医等(宿日直を除く)の医師派遣に必要な経費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、旅費、備品費(単価50万円未満に限る。)、消耗品費、材料費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費、委託費)

基準額：61,000円 × 延日数

補助率：3/4

4 重点医師偏在対策支援区域代替医師確保支援事業

対象地域：(今後、地域医療対策協議会で決定)

対象事業：令和8年4月1日以降に、対象地域の病院が行った事業 (令和7年度比の増加分が対象)

対象経費：土曜日、日曜日、祝日の代替医師の雇上げに必要な経費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、社会保険料)

基準額：60,000円 × 日直・宿直回数

補助率：1/2

※ 浜通り医療提供体制強化事業等の県補助事業との併給はできません。